事業番号 │ 0020 │ 事業名 │被収容者生活関連業務の維持

外部有識者の評価結果

| 1 | 廃止 | 0 |
|---|-------------|---|
| 2 | 事業全体の抜本的な改善 | 1 |
| 3 | 事業内容の一部改善 | 5 |
| 4 | 現状どおり | 0 |

【事業全体の抜本的な改善】

- 医療費が増加している内容を分析の上,医官の増員もこれに合わせて行う必要がある。
- 国費負担前提という基本姿勢を転換し、生活保護に乗せる又は準じる形で、自己 負担のシステムを検討していく必要がある。

【事業内容の一部改善】

- 矯正医療について、より広く、国民の理解を得る必要がある。
- 矯正医官の確保のため、広報活動を実施しているが、合同説明会への参加が4 回では少ないため、より力を入れる必要がある。
- 地域医療機関との連携をより深め、兼業可能の規定を活かして、医師の確保に努める必要がある。
- 現行でも行われている非常勤での医師の確保, 例えば, 「予備自衛官」に模した「予備医官」制などを導入し, 離職した医官等よりフレキシブルな形での確保はできないのか。今の議論では, 医官は必要であるということが先行しているが, イメージを変えるような発想の転換が必要である。
- 矯正医官を確保する上で、被収容者の疾病構造を精緻に分析して、外部診療の 医療費を抑えられるように人材確保に努める必要がある。
- 予算が増加している本質を把握した上で、適切な対策を優先順位を付けて対応する必要がある。
- 例えば、高齢者対応、介護重点医療体制の再構築、社会一般の医療水準とは何 かの定義等についても検討する必要がある。
- 生活保護受給者の医療は、生活保護法第52条に基づき、診療報酬は国民健康保険の例によるとされていることを根拠に、1点10円で行われている。被収容者の医療の診療報酬も、法令に根拠付ける形で、1点10円で行えるようにする必要がある。
- 被収容者の医療の範囲は、健康保険適用の範囲で行っているのが現状だが、これだと健康保険が適用できる高度な医療も受けられることになる。憲法第25条の生存権に基づく医療だと考れば、健康保険適用の範囲より狭い、生活保護の医療扶助の範囲で行うことを検討する必要がある。
- 医療全般について、どのようにすれば費用を低減できるのか、医官と外部医療の 組み合わせ、設備の充実の仕方を含めて総合的分析を行う必要がある。
- 医療刑務所における犯罪と医療の関係を研究し、社会に還元するPDCAサイクルを回して欲しい。